この間、抜本的な対策として地方交付税の法定率の引上げが行われることなく、毎年度の地方財政対策を通じ、別枠加算を含む地方交付税の増額や臨時財政対策債の発行等により補填が行われてきたのが実情である。

さらに、地方の借入金残高については、約200兆円程度の規模で高原状態となっている。その内訳を見ると、投資的経費の縮減により建設地方債の残高が減少する一方、財源不足に対応するための臨時財政対策債の残高が増加している（資料２）。

これらの財源不足に対し、当審議会では、地方交付税法の定める本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率の引上げにより地方の財源不足を解消すべきことを繰り返し主張してきた。

（国と地方の財政状況）

国と地方の基礎的財政収支や利払費を含む財政収支、長期債務残高の推移をとらえて、より厳しい財政状況にある国とのバランスをどう考えるべきかとの議論がある[2]。

金融・経済政策・税制等の権限の差異から、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適当である。地方は赤字地方債の発行権限が限定されていることから、収支均衡を図るためには歳出を削減せざるを得ない。その結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているにすぎない。また、諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は国と比較して大幅に小さいが、それでも諸外国と比較してわが国では、地方が多額の債務残高を抱えている状況にある（資料６）。既述のとおり、地方は国と異なり歳出全体の伸びを抑制しており、国より財政収支等が良好なのは、地方の努力によるものである。地方の努力による財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いるような考え方は、地方が改革を進める意欲を削ぐことになりかねず、適当でない。

（今後の地方財政の状況）

地方の財政収支が国より良好であることや、今後、折半対象財源不足が解消するとの試算があることをとらえて、交付税の法定率の見直しも検討すべきではないかとの議論がある[3]。

既に述べたように、地方の財政収支等が国より良好であるのは、住民に身近な存在として、住民の選択に基づき歳出削減や事業の重点化等に取り組んできた地方の努力の結果であり、それを国の財政収支の改善に用いるような考え方は、適当でない。

また、平成27年度の地方財政計画において、地方の財源不足である7.8兆円については、過半を臨時財政対策債を含む特例的な地方債の増発などにより対応し、2.9兆円のみを折半対象としている（資料５）。財源不足をこの折半対象のみととらえ、あたかも財源不足が直ちに解消され、地方交付税に余剰が生じるとの見解は不適切である。地方交付税は国から地方への財源移転（中間支出）であることから、法定率の見直しは、国・地方を通じた基礎的財政収支に影響を与えるものではない。このため、地方交付税に余剰が生じるとの見解を基に交付税の法定率の見直し等を論じることは、国の負担を地方にしわ寄せするものに過ぎない。これは、国・地方を通じる真の財政健全化の道を放棄し、今後の国・地方の相互理解に基づく財政健全化の取組に影響を及ぼすものである。

地方交付税は、国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方の固有財源である。過去の赤字の累積である約33兆円の交付税特別会計借入金や、約50兆円の臨時財政対策債の償還を行わなければならず、地方の財政状況が改善しても、交付税の法定率の見直しを行う状況にはない。

②　一般財源総額の確保等

（安定的な財政運営の確保）

地方自治体が、行政サービスを安定的に提供し、少子高齢化・人口減少社会への対応など、増大する行政需要に対してその役割を果たしていくためには、歳出全体の重点化・効率化を図りつつも、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要がある。特に、喫緊の課題である地方創生や防災対策等の事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

なお、一般行政経費（単独）について、標準的な財政需要と認められないような過大な金額が計上されている可能性がある、計画段階における内訳・積算の明確化を進めるべきなどの議論がある[4]。一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方自治体の自主性を尊重して、枠として計上している。地方分権改革の進展により、地方自治体の主体的な役割が求められることとなる中で、地方単独事業の重要性はますます高まっており、現行の計上方法は今後も継続すべきである。

地方自治体は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地域の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせて、行政サービスを提供することにより、住民生活の安心を確保している。地方単独事業は、社会保障関係費の増加があるにもかかわらず据え置かれてきているが（資料７）、国の歳出の取組と基調を合わせ、国庫補助事業の増加にあわせて、地方単独事業についても増加させることが適当である。

このほか、今後の公債費の減少分について、他の歳出の増に充てるのではなく、確実に地方歳出の減につなげるべきとの議論がある[5]。地方歳出の中には、社会保障の充実分や国が歳出総額に上乗せする自然増分に対応する地方負担等、当然に歳出の増額を伴う要素もある。減額となる要素のみを取り出して、地方歳出全体を減額すべきとの議論は不適当である。

（別枠加算及び歳出特別枠）

地方財政計画に計上されている別枠加算及び歳出特別枠について、これらの措置を速やかに解消すべきとの議論がある[6]。そもそも別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できない中で設けられた措置である。また、歳出特別枠は、リーマンショック後の緊急対策として設けられたものの、地方の歳出は歳出特別枠を含めてほぼ横ばいとなっている。これらの平成28年度以降の取扱いについては、平成27年度地方財政対策における総務・財務両大臣覚書において、歳出特別枠については経済再生の進展を踏まえ、別枠加算については地方の税収の動向等を踏まえ、両大臣が協議して定めるものとされている。

したがって、別枠加算及び歳出特別枠については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

（地方交付税の法定率）

我が国では、全国どの地域でも標準的な行政サービスを受けられるようにするため、地方交付税制度により、行政サービスの担い手である地方自治体に財源を保障している。また、この財源保障によって地域間の財源均衡を是正する、財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方交付税が本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするため、その総額を確保する必要がある。

平成27年度より、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率の見直しが行われたところであり、これは、これまで繰り返し当審議会が指摘した内容に応えるものである。しかし、地方財政は依然として巨額の財源不足が継続しており、必要な地方交付税の総額を安定的に確保するという制度本来の運用に向けて、さらに法定率の引上げを行うべきである。

地方交付税は国から地方への財源移転（中間支出）であることから、法定率の引上げは、国・地方を通じた基礎的財政収支に影響を与えない。法定率の引上げによって、地方財政の基盤が強化され、行政サービスが安定的に提供されることにより、地域経済の再生と財政健全化の両立にも資することとなる。

③　交付税算定の改革

地方交付税制度について、財源保障機能重視から成果主義重視に転換していくべきとの議論がある。地方の歳出の大半を占める法令等により義務づけられている経費や国の補助事業に基づく経費については、国として適切に財源保障することが不可欠である。今後とも、行政サービスの安定的な提供により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方交付税の財源保障機能は堅持すべきである。